

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	使用許可証の再交付
根拠法令及び条項	新座市営墓園規則第7条第2項
所管部課係名	市民生活部環境課環境保全係
審 査 基 準	<p>関係条項 特になし</p> <p>基準</p> <p>使用許可証の再交付は、紛失又は汚損の場合で、新座市営墓園墓所使用許可証再交付申請書の記載に誤りがなく、かつ使用権利者が本人であることが確認できる、住民票（本籍及び続柄記載のもの）及び印鑑登録証明書を添付し、申請書には実印が押印されているものを審査する。</p> <p>参考事項</p> <p>設定等年月日 平成11年7月1日設定（平成29年3月22日最終変更）</p>
標準処理期間	<p>標準処理期間 総日数 7日</p> <p>設定等年月日 平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）</p>